

◎新潟県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高森地区	新潟市北区高森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城山地区	新潟市北区太田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩原(2)地区	南魚沼郡湯沢町大字土樽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝の脇地区	上越市吉川区下深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土の入地区	上越市吉川区下深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下深沢(1)地区	上越市吉川区下深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中谷内地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中谷内(1)地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中谷内(2)地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中谷内(3)地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下岩平沢地区	上越市吉川区下深沢	次の図のとおり	土石流

滝ノ脇沢地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	土石流
中谷内(3)地区	上越市吉川区中谷内	次の図のとおり	土石流
柳ヶ崎(1)地区	上越市柿崎区柳ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳ヶ崎(2)地区	上越市柿崎区柳ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳ヶ崎(3)地区	上越市柿崎区柳ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳ヶ崎(4)地区	上越市柿崎区柳ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻谷(1)地区	上越市柿崎区荻谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻谷(2)地区	上越市柿崎区荻谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻谷(3)地区	上越市柿崎区荻谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前谷内地区	上越市柿崎区荻谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻谷地区	上越市柿崎区荻谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高寺(1)地区	上越市柿崎区高寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山地区	上越市柿崎区高寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮西地区	上越市柿崎区高寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて
縦覧に供する。)